

令和8年度 事業計画

「一般会計・退職慰労金特別会計」

令和8年度事業を次のとおり実施する。

※()は前年度予算額
345,601 千円
(448,601)

1. 給付事業

会員並びに扶養家族の疾病あるいは慶弔等にあたり給付金を給付し福祉の向上に資する。

(1)療養費補助金		90,000 千円
	会員あるいはその扶養家族が療養を受けたとき、自己負担額から3,000円を基礎控除して得た額から100円未満の端数を切り捨て、2,000円を上限として給付する。	(90,000)
(2)死亡弔慰金		11,000 千円
	会員あるいは会員の配偶者又は、被扶養者等が死亡したとき給付する。	(11,000)
	会員	300千円
	配偶者	50千円
	被扶養者	30千円
	被扶養者以外の父母及び子	30千円
(3)災害見舞金		6,600 千円
	会員等の住居等が災害にあったとき給付する。	(6,600)
	全損	500千円 3件
	被害甚大	200千円 15件
	床上浸水程度	100千円 15件
	床下浸水程度	50千円 12件
(4)結婚祝金		15,000 千円
	会員が結婚したとき給付する。	(15,000)
	1件	50千円
(5)出産祝金		10,000 千円
	会員あるいは配偶者が出産したとき給付する。	(10,000)
	1件	20千円
(6)銀婚祝金		5,000 千円
	会員が結婚25年を迎えたとき給付する。	(5,000)
	1件	20千円
(7)入院見舞金		7,500 千円
	会員あるいは扶養家族が入院したとき給付する。	(7,500)
	会員(5日目より支給)	1日 1,000円
	扶養家族(5日目より支給)	1日 500円
(8)療養見舞金		6,500 千円
	会員が休職し、自宅療養したとき給付する。	(6,500)
	休職者	1月 10千円
(9)派遣職員格差是正給付金		1 千円
		(1)
(10)育児休業支援金		10,000 千円
	会員が育児休業を連続5日以上取得したとき給付する。	(10,000)
	1か月又は合計が22日を超えるとき	20千円
	上記以外	10千円
(11)退職慰労金(退職慰労金特別会計)		184,000 千円
	会員が退職(死亡を含む)したときは、掛金相当額の40パーセントの額を給付する。(在会期間を通じて結婚することなく、かつ扶養家族を有しなかったときは、掛金相当額の60パーセントの額を給付する。)	(287,000)
	ただし、平成18年度までの期間は、給付率を掛金相当額の60パーセント(80パーセント)として積算する。	
	また、再任用職員等の任期付会員については、一律掛金相当額の20パーセントの額を給付する。	

2. 福祉事業		35,382 千円
会員の健康管理事業を重点に次の事業を実施して、会員の元気回復を図る。		(34,382)
(1) 人間ドック		19,060 千円
県教委及び共済組合と共同で人間ドックを実施する。		(19,060)
(特) 人間ドック(節目)	16,260千円	
人間ドック	2,800千円	
(2) 退職準備セミナー		400 千円
県教委及び共済組合と共同で年度末退職予定者を対象に退職準備セミナーを開催する。		(400)
(3) 法律相談		672 千円
会員、家族が当面する種々の悩み事に対し専門家(弁護士)により法律相談に応じ問題解決に役立たせるため実施する。		(672)
(4) メンタルヘルスセミナー		250 千円
共済組合と共同でメンタルヘルスセミナーを実施する。		(250)
(5) リフレッシュ海外旅行助成		3,000 千円
旅行を目的として松山空港発着の国際便を利用した場合助成する。		(2,000)
(6) インフルエンザ予防接種補助		12,000 千円
共済組合と共同で会員がインフルエンザの予防接種を受けたとき補助する。		(12,000)

3. 貸付事業

160,000 千円
(160,000)

生活安定のため貸付事業を実施する。

一般貸付

- (1)生活資金貸付
対象会員としての期間が6月以上の者
貸付額10万円単位で100万円まで
利率月利 0.10%
償還回数最高72回で償還する。 61,000 千円
(70,500)
- (2)教育資金貸付
対象会員としての期間が6月以上の者
貸付額10万円単位で200万円まで
利率月利 0.10%
償還回数最高120回で償還する。 20,000 千円
(30,000)
- (3)自動車資金貸付
対象会員としての期間が6月以上の者
貸付額10万円単位で200万円まで
利率月利 0.10%
償還回数最高72回で償還する。 70,000 千円
(50,000)
- (4)結婚資金貸付
対象会員としての期間が6月以上の者
貸付額10万円単位で100万円まで
利率月利 0.10%
償還回数最高72回で償還する。 3,000 千円
(3,000)

特別貸付

- (1)住宅取得貸付
対象会員としての期間が15年以上の者
貸付額10万円単位で150万円まで
利率月利 0.10%
償還回数最高108回で償還する。 4,500 千円
(4,500)
- (2)災害復旧貸付
対象会員としての期間が5年以上の者で災害見舞金の給付を受けている者
貸付額10万円単位で150万円まで
利率月利 0.10%
償還回数最高108回で償還する。
- 通勤定期購入資金貸付
対象会員で通勤手当の算出根拠と同じ期間の定期券を購入する者
貸付額通勤定期の額
利率無利息
償還回数1回で償還する。 1,500 千円
(2,000)